

新監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月23日

| | |
|---------|--------|
| 新潟市監査委員 | 高井 昭一郎 |
| 同 | 伊藤 秀夫 |
| 同 | 五十嵐 完二 |
| 同 | 串田 修平 |

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

市民生活部、都市政策部、建築部、土木部、消防局及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和2年4月から令和3年3月末までの財務等に関する事務

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約に係る入札手続きは適正か、重点的に調査を実施する。

(2) 共通事項

- ① 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- ② 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。
- ③ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施する。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部執務室等

(2) 実施日程

令和3年8月13日～令和3年12月23日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

補助金の対象要件審査が適正に行われていないもの

(建築部住環境政策課)

「新潟市子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業補助金」及び「新潟市空き家活用リフォーム推進事業補助金」(いずれも令和2年度当時の名称。以下、「両補助金」という。)では、両補助金の各交付要綱において「市税を完納していること」を交付要件としている。しかし、交付申請時に同要件を満たしているか審査するための納税証明書や市税の閲覧同意書の提出を申請者に対して求めておらず、申請者の自己申告のみで判断し、交付決定していた。なお、平成26年度までは納税証明書等の提出を求めていたが、平成27年度から申請手続きの簡略化を図り、現行のとおり変更したものである。

補助金とは、公益上必要がある場合に限り、反対給付を伴うことなく個人又は団体に対し交付するものであり、新潟市補助金等交付規則第3条では、関係者の責務として「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われていることに特に留意」し、「公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。」と定めている。その趣旨に鑑みれば、交付申請時に必要な書類の提出を求め、その書類が適切か十分に審査しなければならない。しかし

ながら、住環境政策課においては、前述のとおり市税完納の要件を申請者からの自己申告のみで確認し、その内容を十分に審査することなく補助金を交付していた。

確かに両補助金については申請件数が多く、申請書の添付書類も多岐にわたることなどから、申請者の負担軽減や審査の迅速化についても考慮する必要がある。しかし、現行の方法では市税を完納していることに対し、十分な審査が行われているとは言い難い。特に、両補助金のように個人の資産形成につながるものであれば、なおのこと市民が不公平感を感じることはないよう、申請者に対し納税証明書の提出を求めるなどして、対象要件に該当するか公正に判断しなければならないことはいうまでもない。

加えて、同課では両補助金の交付事務を内部統制における重点統制事務とし、要件を満たさない者への交付や補助金額の算定誤りを起こり得る重点リスクとして設定しているが、現行の方法では重点リスクへの対応策としては十分とはいえず、内部統制における整備上の不備といわざるを得ない。

今後は補助金が市税という貴重な財源で賄われていることや、不正受給の起こり得るリスクの影響の大きさについてあらためて認識するとともに、両補助金が公平、公正な運用となるよう、申請手続きや審査方法について見直すことを求めるものである。

【有効性】

○新潟市補助金等交付規則

(関係者の責務)

第 3 条 市長は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われていることに特に留意し、補助金等が法令、条例、規則及び要綱（以下、「法令等」という。）並びに予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

○新潟市補助金等交付規則の施行について（平成 27 年 7 月 31 日付新財第 183 号 財務部長）

4 補助金等の交付の申請に関する事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 交付申請に必要な添付書類については、その必要性や趣旨を理解したうえで交付申請者に説明を行い、書類の提出を求めること。また、提出された書類が適切であるかどうか十分に審査を行うこと。

○新潟市子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業補助金交付要綱

(補助金の交付対象)

第 3 条

2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

(1) ～ (6) (略)

(7) 市税を完納していること。

○新潟市空き家活用リフォーム推進事業補助金交付要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 申請者 補助金の交付を受けようとする者で、以下に掲げる要件を満たす者をいう。

ア・イ (略)

ウ 市税を完納していること

(2) 注意事項

監査にあたってみられた、特に注意すべき事務処理誤り等（総件数26件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

ア 現金取扱事務に関すること（1件）

- ・タクシーチケットの管理不徹底

イ 支出事務に関すること（8件）

- ・休憩時間の未取得
- ・支払い遅延

ウ 契約事務に関すること（9件）

- ・専決区分誤り
- ・契約書の記載誤り
- ・委託業務における履行確認漏れ（8意見関連）

エ 補助金・負担金に関すること（2件）

- ・専決区分誤り

オ 財産管理事務に関すること（5件）

- ・契約書の記載誤り
- ・行政財産使用承認の手続き漏れ

カ その他（1件）

- ・公印印影の不適切な取り扱い

8 意見

資材等市況価格調査業務におけるリスクについて（7 監査の結果(2) 注意事項関連）

（都市政策部技術管理課）

本監査の対象期間中に、技術管理課が、工事発注部署で建設工事の予定価格算定に使用する資材単価の実勢価格を調査するため外部の業者に委託した「令和 2 年度資材等市況価格調査業務（市独自調査分）」（以下「本件調査」という。）において、全調査項目 1,896 品目のうち、新規調査項目 2 種類 8 品目で、すべて「メートル当たり」で表記しているにもかかわらず、実際には、定尺 4 メートルの 1 本当たりの金額を、メートルに換算することを怠ったまま単価として報告していたことが、当該業者からの申告により判明した。これを受けて技術管理課で調査したところ、この誤った単価を使用して工事発注部署が予定価格を算定した 26 件の工事のうち、24 件で既に入札が終わっていたこと、正しい単価を基に予定価格を算定していれば、受注者が異なっていた可能性の否定できない工事が 14 件あったことが判明した。

入札における落札者の決定に当たっては、予定価格が基準となるものであり（地方自治法第 234 条第 3 項）、本市契約規則は、「市長は、入札に付する事項の予定価格を仕様書及び設計書又は評価等によって定めなければならない」と規定する（第 11 条第 1 項）。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 17 条の規定に基づいて定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）第 2・4・（1）においては、「予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、（中略）適正な積算を行うものとする」ことがうたわれており、予定価格の適正な積算は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進のために最も基本となる事柄であるといえる。

本件では、調査を受託した業者のミスに由来するとはいえ、工事に用いられる資材の単価の設定に誤りがあったことで、工事発注部署が実施した入札で、落札者や契約価格の決定を左右する予定価格が、適正でない積算を基に算出されるという重大な結果に直結しており、今回の案件が与えた影響は軽視できないレベルに達している。資材の市況価格の調査結果の誤りがあった場合において、今回はたまたま生じなかったものの、本来あるべき予定価格を超えた額で入札した業者が落札したり、最低制限価格に達しない額で入札した業者が落札したりするような、入札結果が違法となるという極めて不当な事態さえ発生しうることを考えれば、市況価格の調査に誤りがあった場合におけるリスクが極めて大きなものであったことは明らかである。技術管理課がこのようなリスクの大きさを認識していたのか、そのリスクに対して十分な対策を講じてきたのかという点について、同課に対して猛省を促しておく必要を覚える。その意味で、本件に対する監査結果として、指摘事項とするとの判断も十分にありえたところである。

しかし、本件調査を委託した技術管理課が行った検証を見ると、前年度と同様の資材については価格変動率を算出し、その単価の妥当性を検証している。一方、新規資材については

比較対象がないことに加え、本件調査の受託業者が価格調査過程を原則非公開としており、このためにその単価の妥当性を検証することができなかつたと報告されている。行政が特定分野における専門的調査という時間のかかる作業を逐一自ら行うことは不効率と評価される側面もあり、一定範囲の事項について費用対効果を考えて業者に任せる必要性は否定できないし、当該業者が長年調査業務を受託して誤りのない報告を継続してきたとみられることからこれを信頼した点にやむを得ない点もあつたと考えられる。これらに加えて上記に指摘したような、本来あるべき予定価格を超えた額で入札した業者が落札したり、最低制限価格に達しない額で入札した業者が落札したりするような明らかに違法な事態が発生したわけではないことを総合考慮した結果、監査委員は、協議の上、本件における「法令等に違反し、又は不当と認められる」ことの程度が「著しい又は重大である」には該当しないものと判断して、今回に限り注意事項として整理することとした。

当該業務は、工事発注部署が予定価格の算定に使用する資材単価の重要な調査であり、今後も必要不可欠な業務であつて、単価を誤った場合の影響は広範囲に及ぶものとなる。それを考えると、受託業者が価格調査過程を原則非公開としたことが今回業者の成果物に対する技術管理課による単価の妥当性の検証を妨げたことに関連して、業者がかかる非公開という態度に徹したことが、本当に業者の正当に守られるべき権利の現れだったといえるのかどうかという点にも、検証の目を向ける必要がある。

いずれにせよ、技術管理課においては、本件の発生を契機に、このような誤りを二度と起こさないよう当該業務におけるリスクの大きさをあらためて認識するとともに、特に新規資材については、その単価の根拠が確認できる資料の提出を求めるなど、業者の市況価格調査の結果の妥当性を独自に検証できる体制を構築し、再発防止を徹底するよう求めるものである。